

警察庁訓令第12号

外国語技能検定に関する訓令を次のように定める。

昭和38年12月28日

警察庁長官 江口俊男

外国語技能検定に関する訓令

(この訓令の趣旨)

第1条 この訓令は、警察職員の外国語の技能について行う検定（以下「技能検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技能検定の目的)

第2条 技能検定は、警察職員の外国語についての技能を検定し、その技能の向上を図ることを目的とする。

(検定外国語)

第3条 技能検定は、ロシア語、中国語及び韓国語について行う。

(委員会の設置)

第4条 技能検定を実施するため、警察庁に外国語技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員若干人をもって構成する。

3 委員長は、長官官房長をもって充てる。

4 委員は、課長又はこれと同等以上の職員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。

5 委員会に、専門の事務を処理させるため、専門委員若干人を置く。

6 専門委員は、検定に係る外国語ごとに、当該外国語の専門家のうちから、委員長が委嘱する。

(検定の基準)

第5条 技能検定は、級位制により行うものとし、その検定の基準は、別表のとおりとする。

(検定の方法)

第6条 検定は、第1次試験および第2次試験に分けて行なう。

- 2 委員長が別に定める資格を有する者については、第1次試験を免除する。
- 3 第2次試験は、第1次試験に合格した者または前項の規定により第1次試験を免除された者について行なう。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、技能検定の実施について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この訓令は、昭和39年1月1日から施行する。

附則（平成元年6月23日警察庁訓令第7号）

この訓令は、平成元年7月3日から施行する。

附則（平成6年9月2日警察庁訓令第15号）

この訓令は、平成6年9月2日から施行する。

附則（平成14年4月1日警察庁訓令第5号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成16年4月1日警察庁訓令第7号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成31年4月1日警察庁訓令第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年5月23日警察庁訓令第1号）

この訓令は、令和元年5月24日から施行する。

附則（令和3年4月28日警察庁訓令第5号）

この訓令は、令和3年4月28日から施行する。

別表

外国語技能検定基準

級位	技能
初級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 簡単な会話をするができること。</li> <li>2 新聞記事程度の文書をおおむね和訳することができること。</li> <li>3 簡単な文章を作成することができること。</li> <li>4 簡単な職務質問、地理教示等をするができること。</li> </ol>
中級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日常必要とされる程度の会話をするができること。</li> <li>2 新聞記事程度の文章を正確に和訳することができること。</li> <li>3 日常必要とされる程度の文章を作成することができること。</li> <li>4 警察業務において日常必要とされる程度の職務質問、地理教示等をするができること。</li> </ol>
上級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自由に通訳することができること。</li> <li>2 文献、資料等内容の高度な文章を正確に和訳することができること。</li> <li>3 文献、資料等内容の高度な文章を作成することができること。</li> <li>4 被疑者の取調べ、供述調書の作成等をするができること。</li> </ol>